

(1 9) 【発行国】日本国特許庁 (J P)
(4 5) 【発行日】平成 2 9 年 6 月 1 9 日 (2 0 1 7 . 6 . 1 9)
(1 2) 【公報種別】意匠公報 (S)
(1 1) 【登録番号】意匠登録第 1 5 7 9 2 6 5 号 (D 1 5 7 9 2 6 5)
(2 4) 【登録日】平成 2 9 年 5 月 2 6 日 (2 0 1 7 . 5 . 2 6)
(5 4) 【意匠に係る物品】椅子用組み立て板
(5 2) 【意匠分類】 D 7 - 2 1
(5 1) 【国際意匠分類】 L o c (1 0) C 1 . 6 - 0 1
【Dターム】 D 7 - 2 1 D D
(2 1) 【出願番号】意願 2 0 1 6 - 1 3 0 3 3 (D 2 0 1 6 - 1 3 0 3 3)
(2 2) 【出願日】平成 2 8 年 6 月 1 7 日 (2 0 1 6 . 6 . 1 7)

(7 2) 【創作者】

【氏名】富田 浩二

【住所又は居所】愛知県名古屋市中区新栄 2 - 9 - 8 TOMITAビル 1 F TOMITA株式会社

(7 3) 【意匠権者】

【識別番号】5 1 6 1 3 2 3 8 9

【氏名又は名称】富田 浩二

【住所又は居所】愛知県名古屋市中区新栄 2 - 9 - 8 TOMITAビル 1 F TOMITA株式会社

(7 4) 【代理人】

【識別番号】1 0 0 1 6 7 8 1 8

【弁理士】

【氏名又は名称】蓑和田 登

【新規性喪失の例外の表示】意匠法第 4 条第 2 項の適用申請が有りました。

【審査官】前畑 さおり

(5 5) 【意匠に係る物品の説明】本願物品は、プラモデルのように組み立てることができる家具用の椅子用組み立て板である。この椅子用組み立て板は、木製であり、座板となる略正方形の部分と、脚部となる略台形状の 2 か所に分解した後に組み立てられる。この椅子用組み立て板の大きさは、例えば、正面視で長手方向 1 5 2 c m、短手方向 4 3 c m である。

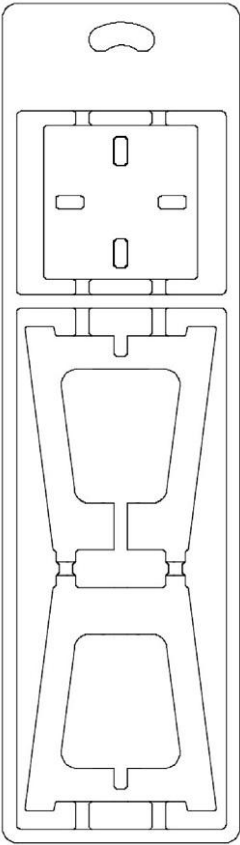
(5 5) 【意匠の説明】背面図は正面図と対称に表れる。また、右側面図は左側面図と対称に表れる。さらに、底面図は平面図と対称に表れる。

【図面】

【正面図】

(2)

意匠登録1579265



【平面図】



【左側面図】



【使用状態を示す参考斜視図】



(4)

意匠登録1579265

3006242)